三重の森林づくり 実施状況報告書

(令和6年度版)

令和7年9月

三重県

目次

| 第1章 トピックス | 1 |
|---------------------------------|---------|
| I 「三重の森林づくり基本計画」を変更しました | 2 |
| Ⅱ スマート林業の推進に向けた各種取組を展開しています | 3 |
| Ⅲ 森林管理道「木屋村山線」が開通しました | 4 |
| IV 「みえ森林教育プログラム」を作成しました | 5 |
| V 森林フェスタを開催し、「三重の森づくりネットワーク」を立て | ち上げました6 |
| | |
| 第 2 章 実施状況 | 7 |
| I 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮 | 8 |
| 【基本施策 1-(1)】「構造の豊かな森林」づくり | 10 |
| (1) 持続可能な森林づくり | 10 |
| (2) 公益的機能を重視した森林づくり | 10 |
| (3) 多様な森林づくり | 10 |
| 【基本施策 1-(2)】県民の命と暮らしを守る森林づくり | 10 |
| (1) 災害に強い森林づくりの推進 | 11 |
| (2) 森林の保全と保安林制度の推進 | 11 |
| (3) 森林病害虫対策及び森林災害対策の着実な実施 | 12 |
| (4) 野生鳥獣による被害の軽減 | 12 |
| 【基本施策 1-(3)】森林づくりを推進する体制の強化 | 13 |
| (1) 国・市町等と連携した森林管理の推進 | 13 |
| (2) 森林資源データの整備と情報提供 | 13 |
| (3)森林の公有林化等による公的管理 | 14 |
| (4) 森林の公益的機能発揮に向けての研究 | 14 |
| | |
| Ⅱ 基本方針 2 林業の持続的発展 | 15 |
| 【基本施策 2 - (1) 】 林業及び木材産業等の振興 | 17 |
| (1) 森林施業の集約化の促進 | 17 |
| (2) 多様な原木の安定供給体制の構築 | 17 |
| (3) 林業・木材産業の競争力強化とスマート化 | 17 |
| (4) 多様な収入源の創出 | 18 |
| (5) 特用林産の振興 | 18 |

| (6) 効率的な林業生産活動のための研究 | 18 |
|-----------------------------------|----|
| 【基本施策2-(2)】森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり | 19 |
| (1) 林業の担い手の育成・確保 | 19 |
| (2) 地域を担う多様な人づくり | 19 |
| (3) 林業事業体の育成と経営力の向上 | 20 |
| 【基本施策 2-(3)】県産材の利用の促進 | 20 |
| (1) 県産材の需要拡大 | 20 |
| (2) 信頼される県産材の供給の促進 | 21 |
| (3) 住宅建設における木材利用の促進 | 21 |
| (4) 中・大規模施設等の木材利用の促進 | 21 |
| (5) 持続的な木質バイオマス利用の推進 | 22 |
| (6) 新製品・新用途の研究・開発の促進 | 22 |
| | |
| Ⅲ 基本方針 3 森林文化及び森林環境教育の振興 | 24 |
| 【基本施策 3-(1)】森林文化の振興 | 25 |
| (1) 森林の文化的価値の保全及び活用 | 25 |
| (2) 森林文化の体験と交流の促進 | 25 |
| (3) 里山の整備及び保全の促進 | 25 |
| (4) 森林文化の継承 | 26 |
| 【基本施策 3-(2)】森林環境教育・木育の振興 | 26 |
| (1)森林環境教育・木育に関わる「人づくり」 | 26 |
| (2)森林環境教育・木育に関わる「場づくり」 | 26 |
| (3)森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」 | 27 |
| | |
| IV 基本方針 4 森林づくりへの県民参画の推進 | 28 |
| 【基本施策 4-(1)】県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進 | 30 |
| (1)森林づくり活動への県民参加の促進 | 30 |
| (2)緑化活動の促進 | 31 |
| 【基本施策 4-(2)】木づかいの促進 | 31 |
| (1) 暮らしの中での木づかいの促進 | 31 |
| (2) 多様な主体との連携による木づかいの促進 | 31 |
| 【基本施策4-(3)】三重のもりづくりの意識の醸成 | 32 |

| | (1) 三重のもりづくり月間の取組 | 32 |
|------------------------|-------------------|----|
| | | |
| 参 | 考資料 | 34 |
| I | 三重の森林づくり条例 | 35 |
| ${\rm I\hspace{1em}I}$ | 用語説明 | 39 |



「三重の森林づくり基本計画」を変更しました

県では、令和7年3月に「三重の森林づく り基本計画」を変更し、新たに「三重の森林 保と安定供給できる体制の整備 づくり基本計画2025」としてスタートしまし た。

計画変更の趣旨

「三重の森林づくり基本計画」は、平成 17年10月に制定された「三重の森林づくり 条例」の規定に基づき議会の議決を経て策 定される計画であり、本県の「もりづくり」 についての中長期的な目標、基本となる方 針、施策の方向等を定めた計画です。

平成31年3月の変更から5年以上が経過 し、その間に、国において新たな「森林・林 業基本計画」が策定され、カーボンニュー トラルの実現に向け、森林の適正な管理と 森林資源の持続的な利用を一層推進すると ともに、花粉発生源対策として花粉の少な い苗木への植替えを促進することとされま した。

一方、県においては県内の人工林面積の 約8割が50年生を超え、豊富な森林資源が 利用期を迎えていることや、「みえ森と緑 の県民税」第3期制度の開始、全国植樹祭 の令和13年招致の表明など、森林・林業を 取り巻く状況が大きく変化しています。

このように本県の森林・林業を取り巻く 社会情勢が大きく変化していることから、 これらの変化に的確に対応しつつ、長期的 な視点も持ちながら三重の森林づくりを進 めていくため、現状や課題をふまえた見直 しを行い、新たに「三重の森林づくり基本 計画2025」(以下、「基本計画2025」という。) として策定しました。

2 基本計画2025のポイント

基本計画2025における主な取組を3つの ポイントにまとめると次のとおりです。

①主伐および主伐後の再造林の促進

- ・CO2吸収機能が高く、花粉の少ない森 林への転換に向けた主伐・再造林の促進
- ・森林施業の収支のプラス転換に向けた伐

採~保育作業の低コスト化の促進

- ・成長が早く花粉の少ない苗木の生産量確
- ・既存の木材需要や新たな大型需要に対し 原木を安定供給できる木材生産体制の整備
- ・新規就業者確保対策に加え、異業種や外 国人等の多様な労働力の確保
- ②公益的機能の発揮をめざした森林づくり
- ・みえ森と緑の県民税県事業による災害に 強い森林づくりを着実に推進
- ・森林経営管理制度に基づく公的な森林管 理の促進
- ・森林環境譲与税を活用した森林整備の促 進に向けた県と市町の協働体制の強化
- ・航空レーザ測量等のスマート技術を活用 した効率的な森林境界明確化の促進
- ③さまざまな主体による三重の森づくり活 動
- ・全国植樹祭の令和13年招致に向けた、県 民の森林を育む意識の醸成や、森づくり活 動の促進
- ・NPO、企業、教育機関、行政等の森林づ くり関係者によるネットワークの構築
- ・森林フェスタの開催やみえ森林教育ス テーションの整備を進め、森林とふれあえ る場や機会を創出

3 基本計画2025の実現に向けた取組

県では、基本計画2025で掲げた目標の実

現に向けて、数 値目標の達成状 況や施策の実施 状況を毎年度公 表し、県民、事業 者、市町の皆様 とめざす姿や進 捗状況を共有し ながら、関係者 一丸となった 「三重の森林づ くり」に取り組 んでいきます。

三重の森林づくり基本計画 2025



Ⅱ スマート林業の推進に向けた各種取組を展開しています

県では、林業の生産性や安全性の向上による素材生産量の増大や労働環境の改善に向け、スマート林業の推進に取り組んでいます。

1 みえスマート林業推進協議会の活動

スマート林業に関する技術や効果など、 先進的な知識を林業関係者間で共有し、広 く普及することで、林業イノベーションを 加速化し、林業の安全性や生産性の向上、 木材供給力の強化を通じて、本県林業・木 材産業のグリーン成長を実現することを目 的として、産学官の連携のもと「みえスマー ト林業推進協議会」(以下、「協議会」とい う。)を令和4年9月に設置しました。

令和6年度末現在で、大学や国・県・市町、民間企業等60者が協議会に加入しています。

令和6年度には、協議会員を対象に、県が実施している航空レーザ測量の成果を有効活用するための点群オープンデータの活用方法やGNSS(全球測位衛星システム)を活用した現地調査手法、産業用ドローン技術の活用事例の情報共有に取り組みました。



みえスマート林業推進協議会 総会

また、協議会では、「ICT施業推進部会」「森林境界明確化部会」「労働安全部会」の3つの部会を設置しており、令和6年度は次の取組を行いました。

【ICT施業推進部会】

GISシステムによるドローン等で取得した3Dデータを用いた写真測量や森林調査、作業道の設計

【森林境界明確化部会】

森林境界明確化に向けた境界案の作成に かかる講義及び演習

【労働安全部会】

携帯電波環境が悪い森林内での、通信技 術や防災へリを活用した救助訓練



労働安全部会「救助訓練」

2 技能者の育成

スマート林業技術の現場実装を効果的に 推進していくため、各林業事業体において、 ICT等の先端技術の精通者となる人材 (コア技能者)を育成しています。

令和6年度には、各地域から選定された 林業事業体職員8名を対象に研修会を開催 し、他県における先進事例の紹介のほか、 木材検収や森林測量管理、日報管理の各シ ステムに関する研修、QGIS(オープン ソースの地理情報システム)による航空 レーザ測量成果を活用した森林資源量抽出 等の演習、路網設計支援ソフトによる線形 案の作成等を実施しました。

3 今後の取組

スマート林業技術の現場実装を加速化させるため、協議会員間の連携を強化するとともに、協議会や各部会における研修内容等のブラッシュアップを図り、先端技術に関する情報発信や成果を共有するほか、コア技能者の育成に取り組んでいきます。

Ⅲ 森林管理道「木屋村山線」が開通しました

県が県代行事業として度会郡大紀町および 度会郡南伊勢町で開設工事を進めていた林道 木屋村山線が、令和7年3月に全線開通しま した。

1 林道木屋村山線の概要

林道木屋村山線は、三重県度会郡大紀町地内の木屋集落と南伊勢町地内の村山集落を連絡する幹線林道として計画され、南伊勢町村山地内の林道大紀南島線との接続を起点として、大紀町木屋地内の林道奥西河内線との接続を終点とする総延長9,228m、幅員4.0mの第2種2級の森林管理道です。



林道木屋村山線線形図

2 利用区域内の森林状況

本線の利用区域(林道開設によって森林資源の有効利用や森林整備が促進される区域)は339haで、利用区域における森林資源構成は人工林48%、天然林52%となっており、スギ・ヒノキは50年生~60年生のものが約77%を占めている成熟した森林となっています。

3 林道開設による期待

本線が開通したことで、利用区域内の人工 林の適正管理や資源の有効活用等がより促進 されることが見込まれます。また、利用区域 内で放置されて過密となった広葉樹林を適切 に管理することにより、森林の公益的機能を 向上させ、水源林としての役割の向上等が期 待されます。

4 コスト削減と木材利用について

本線ではコスト縮減のため、部分的に路肩を縮減することにより、掘削土量の削減等を図りました。また、地形の凹凸に合わせて、こまめにカーブ設定を行い波形線形にして、土工量や構造物の大きさの縮減等によりコストの削減を図りました。

木材の利用については、側溝や道路への土石の堆積を防止するために道路際に木材を柵状に配置した木柵工や、路面水を安全に道路外に導くために設置した木製カーブなど、積極的に利用しました。



木材利用例

5 今後の取組

本線は平成16年に着工し、21年の歳月をかけてこのたび令和7年3月に開通しました。

本線は幹線林道として、区域内の路網ネットワークの中核となり、沿線の森林整備を促進させるとともに、切り出された木材を市場まで効率よく運搬させるための重要な施設です。また、地元からも林業振興や地域活性化の実現に向けて不可欠なものとして期待されています。

林道は森林作業者の労働条件の改善、作業 効率の向上、林業の収益性向上、山村地域の 生活道路としての機能、さらには環境保全に 繋がる効果も期待できる重要な施設であるこ とから、今後も事業を着実に進めていきます。

Ⅳ「みえ森林教育プログラム」を作成しました

県では、森林と社会をめぐる情勢の変化に対応した森林教育を推進するため、令和2年10月に「みえ森林教育ビジョン」(以下、「ビジョン」という。)を策定し、次の4つを柱に取組を進めています。

- ① 森林教育の裾野の拡大
- ② 子どもから大人まで一貫した教育体系 の構築
- ③ 主体的・対話的で深い学びの充実
- ④ 指導者の養成

今回、ビジョンに基づいた取組をさらに 促進していくため、森林教育指導者や幼児 教育・保育、学校教育関係者等が森林教育 を企画・運営していくための参考となるよ う、令和7年2月に「みえ森林教育プログ ラム」を作成しました。

1 「みえ森林教育プログラム」の概要

(1) みえ森林教育がめざす年代ごとの姿 ビジョンの目標である「森林や木、木材 に親しみ、自ら考え、判断して行動する人 (みえの森びと)」の育成に向けた年代ご との姿を13のステップに分類しました。



みえ森林教育がめざす年代ごとの姿

(2) 森林教育プログラムの進め方

森林教育プログラム(森林教育を推進するために実施される教育の指導計画・取組内容)を企画・提案・運営していくために参考となる進め方を整理しました。

また、育成する年代の学習状況を考慮したプログラム提案となるよう、「学習指導要領」における森林や木、木材に関連する学習テーマを年代ごとに整理しました。



森林教育プログラムの進め方



「学習指導要領」の関連する学習テーマ

(3) 森林教育プログラムの取組事例

県内各地で実施された57の取組事例について、(1)と(2)との関連や、プログラムの基本的な進め方、プログラム参加者のコメントを掲載することで、得られる成果等をより具体的にイメージできるようにまとめました。

2 「みえ森林教育プログラム」の今後の活用

森林教育指導者や幼児教育・保育、学校教育関係者等によるみえ森林教育の活動を広げていくため、県内の小・中学校や市町、森林教育指導者に向けて「みえ森林教育プログラム」を配布しました。

今後は「みえ森林教育プログラム」の活用を働きかけていくとともに、さらなる内容のブラッシュアップを図り、ビジョンに基づく取組を継続的に進めてまいります。

The state of the

みえ森林教育プログラム

掲載URL:

https://www.pref.mie.lg.jp/RINGI/HP/m0135700256.htm



V 「みえ森林フェスタ」を開催し「三重の森づくりネットワーク」を立ち上げました

県では、県民の皆さんの森林・緑への理解を深め、森林づくりへの参画につながるよう、さまざまな主体による森林づくりが促進される環境の整備や体制の構築を進めるとともに、令和13年開催の全国植樹祭の招致に向け取組を進めています。

全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑への国民的理解を深めるために、 毎年各都道府県で開催されている国民的行事です。これまでの大会では、天皇皇后両陛下の御臨席を賜り、県内外から多くの参加者を迎え、式典行事や記念植樹が行われています。

県では、全国植樹祭招致に向けた気運の 醸成を図るため、森林関連イベント「みえ 森林フェスタ」を開催するとともに、「三重 の森づくりネットワーク」を発足しました。

1 みえ森林フェスタ

県民の皆さんが森林や木に親しみ、体験や学びを通じて森林への理解と関心を深めていただくことを目的に「みえ森林フェスタ」を開催しました。

令和6年度は、10月5日(土)志摩市阿児 アリーナで開催し、さまざまなステージイベントや「みえの木製品コンテスト」の作品展示、三重の木のおもちゃで遊ぶ「ミエトイキャラバン」、森林の働きや大切さを学ぶブース等の各種コンテンツについて、約1,600名の来場者の方々に楽しんで森林や木への関心を深めていただきました。



メイン会場の様子

2 三重の森づくりネットワーク

県では、公益社団法人三重県緑化推進協会の協力のもと、企業、NPO、教育機関、行政等が一丸となって、森づくりに関わる人材の育成や、森林整備、森林教育活動といった「三重の森づくり運動」に取り組むことを目的に「三重の森づくりネットワーク」を発足しました。

「みえ森林フェスタ」で行った立ち上げ式では、「公益社団法人三重県緑化推進協会」専務理事からのネットワークに関する概要説明の後、ネットワーク会員である「いせしま森林組合」、「もくいち・マルゴ株式会社」から、森林づくりの促進に向け、それぞれの森づくりへの関わりについてご紹介いただきました。



立ち上げ式記念撮影

3 今後の対応

今後も引き続き「みえ森林フェスタ」をはじめとしたイベントの開催等を通じて、 県民の皆さんが直接森林や木にふれあえる 機会の創出を図るとともに、「三重の森づくりネットワーク」を中心とした「三重の 森づくり運動」のさらなる展開を通じて、 令和13年開催の全国植樹祭招致に向けた気 運の醸成につなげていきます。



I 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。

このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【数値目標の達成状況】

| 指標 | 令和6年度目標 (2024年度) | 令和6年度実績 (2024年度) | 令和10年度目標 (2028年度) |
|-------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 公益的機能増進 森林整備面積(累計) | 14, 780ha | 11, 752ha | 30,300ha |
| 山地災害危険地区 整備着手地区数(累計) | 2, 279地区 | 2, 288地区 | 2, 359地区 |
| 新植地の被害率(獣害) | - | 1. 4% | 0% |
| 森林境界明確化面積(累計) | 42, 000ha | 36, 431ha | 60, 000ha |

【令和6年度評価】

(1)公益的機能增進森林整備面積

森林環境創造事業、治山事業、 みえ森と緑の県民税及び森林環境譲与税を活用した事業等により、公益的機能の増進を目的として、森林整備を1,969ha実施しました。この結果、公益的機能増進森林整備面積の令和6年度実績(累計)は11,752haとなり、同年度目標値である14,780haには達しませんでした。

森林環境譲与税及び森林経営管理制度の開始から6年が経過

指標:公益的機能增進森林整備面積 (単位:ha)

【令和6年度】



し、多くの市町が森林所有者に対する意向調査や経営管理権集積計画の作成等に取り組んでいるところです。今後は、森林整備をより一層本格化させていけるよう、各市町の取組段階や課題に応じたきめ細かな支援をさらに進めていくことが必要です。

このため、市町との意見交換や情報交換を十分に行いながら、みえ森林経営管理 支援センターと各農林 (水産)事務所との密接な連携のもと、森林環境譲与税を活用 した事業の提案や市町の課題に応じた専門家の派遣など、市町ごとの進度に応じて 支援内容のさらなる充実を図ります。

また、みえ森林・林業アカデミーにおいて、森林環境譲与税を活用した施策の立案をサポートする市町職員向けの講座を開催するなど、市町の実施体制の充実に取り

組んでいきます。

(2) 山地災害危険地区整備着手地区数

山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を「山地災害危険地区」として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しており、令和6年度末時点で山腹崩壊危険地区2,101地区、地すべり危険地区13地区、崩壊土砂流出危険地区2,098地区の計4,212地区が選定されています。

「山地災害危険地区」における災害の発生を防止するため、令和6年度は、新たに20地区において治山ダム等の整備に着手したところであり、令和6年度末時点の着手地区数は2,288地区となり、同年度目標値である2,279地区を上回っています。

今後も引き続き、山地災害等から県民の生命・財産を守るため、治山事業等により 必要な施設や森林の整備を進めていきます。

(3)新植地の被害率

みえ森と緑の県民税を活用した森林再生力強化対策事業の実施箇所における獣害被害状況を調査した結果、令和6年度末時点の被害率は、1.4%でした。

シカによる新植地の食害は、森林所有者の経営意欲に大きく影響することから、 令和10年度目標値(被害率0%)の達成に向け、引き続き、防護柵の設置等、新植地 の被害防止対策を支援するとともに、林業研究所において、効果的な防護柵の設置・ 管理方法や捕獲技術に関する検証を進めていきます。

(4) 森林境界明確化面積

森林環境譲与税の活用等により、各市町において森林整備等を行うにあたって必須となる森林境界の明確化が進められた結果、令和6年度末時点での森林境界明確化面積(累計)は、前年度から2,275ha増加して36,431haとなりました。

令和10年度目標値(60,000ha)の達成に向けて、森林整備地域活動支援交付金を活用した取組の推進に加え、森林環境譲与税及び森林経営管理制度による明確化がこれまで以上に進むよう、市町の取組を支援していきます。

I 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

【基本施策1ー(1)】 「構造の豊かな森林」づくり

森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適切な森林整備を進めるとともに、広葉樹の森づくりや里山の整備等、多様な森林づくりを進めます。

(1) 持続可能な森林づくり

「木を植え、育て、収穫し、また植える」という緑の循環のサイクルを確実なものとするため、森林資源の有効利用を図りながら適正な森林整備を進めるとともに、植栽本数の見直し等を行うほか、新たな技術を普及して森林・林業経営のトータルコストの削減を進めます。

【令和6年度の取組】

持続可能な森林づくりに向けて、令和6年度は、生産林において、国補造林事業により、間伐609ha、植栽56ha、下刈100ha、枝打ち8ha等、また、県単造林事業により、間伐169ha、下刈5ha等を実施しました。このほか、間伐については、治山事業で337ha、林業・木材産業循環成長対策事業等の非公共事業で177ha、みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備事業等で79ha実施するとともに、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター」において237ha実施されるなど、生産林全体の間伐面積は2,508haとなりました。



皆伐後の植栽状況

(2) 公益的機能を重視した森林づくり

公益的機能の発揮を重視すべき森林(環境林)については、針広混交林化等により、 樹種や林種が異なり、高木から低木まで階層構造が多様で、若齢林から老齢林まで林 分構造が違うなど、多様な森林を育成し、 水源かん養や生物多様性等の機能が高度に 継続して発揮される森林づくりを進めます。

【令和6年度の取組】

森林環境創造事業により、環境林における間伐212haを実施しました。このほか、治山事業で56ha、みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備事業で22ha、森林環境譲与税を活用した市町単独事業で429haの間伐を実施するなど、環境林全体の間伐面積は計850haとなりました。

なお、令和6年度における生産林と環境 林合わせて、植栽や下刈、間伐等の合計森 林整備面積は3,874haとなりました。

(3) 多様な森林づくり

木質バイオマス用途や特用林産物の生産 に有用な広葉樹林の造成等、目的に応じた 多様な生産林の整備を進めるほか、地域の 実情に応じて、地域固有の広葉樹林や貴重 な景観等を形成する森林づくりを進めます。

【令和6年度の取組】

地域の実情に応じた多様な森林づくりとして、特用林産物の生産に向けたクヌギの植栽を、造林補助事業により7.5ha実施しました。

【基本施策1ー(2)】 県民の命と暮らしを守る森林づくり

近年頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るため、「災害に強い森林づくり」や保安林制度、「三重県水源地域の保全に関する条例」に基づく森林の適切な管理を進めるとともに、ニホンジカ等の野生鳥獣による獣害対策、森林病害虫対策や林野火災の防止に向けた取組を進めます。

(1) 災害に強い森林づくりの推進

荒廃森林の復旧や山地災害の未然防止など、県民生活の安全・安心を確保するため、 治山施設や森林の整備等を進めます。

また、みえ森と緑の県民税を活用して、 流木となるおそれのある渓流沿いの森林整 備や渓流内に異常に堆積した土砂や流木の 撤去等を行います。

【令和6年度の取組】

山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を「山地災害危険地区」として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しました。

令和6年度末現在、山腹崩壊危険地区は 2,101地区、地すべり危険地区は13地区、崩壊土砂流出危険地区は2,098地区となって おり、これらの山地災害危険地区における 治山事業の着手率は54.3%となりました。

山地災害が発生した地域等において、山腹崩壊地や荒廃渓流を復旧整備し、災害の防止軽減を図る治山事業を実施するとともに、機能が低位な保安林を対象に、健全な成長を促進させるための本数調整伐(間伐)393haを実施しました。

また、みえ森と緑の県民税を活用した災害に強い森林づくり推進事業では、災害緩衝林整備事業として、11市町、28箇所において、流木となるおそれのある危険木1,841㎡の除去と、渓流沿いの森林で、流木や土砂の流出を抑止するための調整伐101haを実施しました。

市町においては、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、鳥羽市等17市町が人家裏や通学路沿いの危険木の除去に取り組むとともに、流域防災機能強化対策事業により、12市町において、流域の防災機能の強化を図るための調整伐254haが実施されました。

また、台風等の倒木被害により電線等の ライフラインを寸断するおそれのある危険 木の事前伐採について、松阪市等10市町で 実施され、3,951本の危険木が事前伐採され ました。



電線近くの危険木の事前伐採(松阪市)

(2) 森林の保全と保安林制度の推進

森林の有する公益的機能の維持や自然環境との調和に配慮した、適正な土地利用を確保するため、林地開発許可制度の適正な運用に努めるとともに、水源のかん養や山地災害の防止等、重要な機能を有する森林を適切に維持・管理していくため、保安林の計画的な指定や整備の推進等、保安林制度の適正な運用に努めます。

また、「三重県水源地域の保全に関する 条例」に基づき、水源地域内の土地取引の 事前届出制度等の的確な運用と、水源地域 の森林整備や特定水源地域の保安林への指 定を推進します。

【令和6年度の取組】

令和6年度末時点で、県内の森林面積の 約34%にあたる125,829haの森林を保安林 に指定しています。

また、林地開発については、令和6年度に5件、11.6haの申請を許可しています。

<三重県における保安林の指定状況>

| 区分 | 面積(ha) | 比率 |
|--------|-----------------|--------|
| 水源かん養 | 80,158 | 63.7% |
| 土砂流出防備 | 43,129 | 34.3% |
| 土砂崩壊防備 | 179 | 0.1% |
| 防風 | 172 | 0.1% |
| 潮害防備 | 6 | 0% |
| 干害防備 | 20 | 0% |
| 防火 | 13 | 0% |
| 魚つき | 636 | 0.5% |
| 落石防止 | 25 | 0% |
| 航行目標 | 6 | 0% |
| 保健 | ※ 10,525 | 1.1% |
| 風致 | 79 | 0.1% |
| 計 | 125,829 | 100.0% |

※重複指定があるため計は一致しない。

水源地域内の土地取引の事前届出制度については、条例が目的とする水源のかん養機能の維持増進とあわせて周知することにより、届出の必要性の理解促進に努めました。なお、令和6年度の条例に基づく届出件数は108件でした。

(3) 森林病害虫対策及び森林災害対策の 着実な実施

松くい虫による「保全すべき松林」への被害拡大の防止や、カシノナガキクイムシによるナラ枯れの拡大を防止するため、被害状況の把握や対策方法等の情報収集に努め、効果的な被害対策が実施されるよう市町に対して指導及び情報提供を行います。

また、林野火災予防の普及を行うととも に、森林保険への加入を促進します。

【令和6年度の取組】

松くい虫防除対策として、市町において、 みえ森と緑の県民税等を活用した薬剤散布 による予防措置24ha、被害木を伐倒処理す る駆除措置93㎡が実施されました。

<松くい虫による被害状況>

| 区分 | 面積(ha) | 材積(m3) |
|-------|--------|--------|
| 令和元年度 | 256 | 780 |
| 令和2年度 | 220 | 296 |
| 令和3年度 | 216 | 262 |
| 令和4年度 | 215 | 275 |
| 令和5年度 | 193 | 200 |
| 令和6年度 | 169 | 783 |

また、近年、カシノナガキクイムシによる広葉樹の枯損等の被害が発生していることから、県内の被害状況を継続して調査しました。

さらに、山火事予防運動の一環としてポスター掲示等を行い、林野火災予防の啓発を行いました。

(4) 野生鳥獣による被害の軽減

ニホンジカ等による森林への被害の軽減を図るため、必要な防護対策を実施するとともに、森林管理署や市町、森林組合等との連携による地域一体となったニホンジカ等の効果的な捕獲を進めるほか、ICTを活用した新たな捕獲技術を普及し、捕獲を促進します。

【令和6年度の取組】

令和6年度の野生鳥獣による林業被害額は1億2,751万円で、そのほとんどがニホンジカによるスギ・ヒノキへの食害、剥皮被害でした。

植栽木への被害を防止するため、植林地における防護柵やチューブ等の設置を支援しており、造林事業により、防護柵約42kmを設置しました。

さらに、ニホンジカによる農林業被害と 生態系への影響の軽減に向け、捕獲圧を上 げ、ニホンジカの生息密度を低減させるた め、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ) に基づき、ニホンジカの狩猟期間の延長を 行っています。 加えて、林業研究所では、ニホンジカの 生息密度が比較的高い集落周辺の山林や、 再造林地周辺の山林をモデル地区として設 定し、ニホンジカ捕獲の実証試験として、 捕獲の強度によるニホンジカの出現頻度や 生息密度の変化を調査しています。併せて、 効率的なニホンジカの捕獲方法も検討して います。



新植地周辺に出没するニホンジカ

【基本施策1-(3)】 森林づくりを推進する体制の強化

適切な森林管理を推進するため、市町と連携し、森林計画制度の適正な運用を図ります。また、効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林GIS等による正確な森林情報(所有者、森林境界、資源内容、施業履歴等)の把握と活用を進めるとともに、公益的機能の発揮が強く求められる森林においては森林の公的な管理を進めます。

さらに、森林環境譲与税の導入や「森林経営管理法」の施行を受け、今後、森林・林業行政における市町の役割がますます重要となることから、これらの新たな動きに円滑に対応できるよう市町をサポートします。

(1)国・市町等と連携した森林管理の 推進

県内4流域(北伊勢、南伊勢、伊賀、尾鷲熊野)の地域森林計画、及び市町村森林整備計画に即して、造林・伐採等が実施されるよう、森林計画制度の適正な運用に努めます。

また、市町が「森林環境譲与税」を活用した新たな森林管理システムを円滑に実施し、着実に森林整備を進めていけるよう、地域の実情に応じたきめ細かな協力・支援に努めます。

【令和6年度の取組】

森林計画制度の円滑な運用に向けて、森林管理や施業、森林資源の賦存状況が把握できるよう、市町に提出された伐採届出書及び状況報告書を電子化し、森林クラウドに反映しました。

また、森林経営管理制度に基づき、市町が行う森林整備事業の推進を支援するため、みえ森林経営管理支援センターに、森林整備に必要な知識と技術を備えたアドバイザーを配置して、市町担当者向けの研修会の開催や相談対応、巡回指導等を行っています。これらの取組の結果、令和6年度末までに、22市町で森林所有者に対する意向調査が行われ、13市町が経営管理権集積計画を作成し、このうち11市町で市町村森林経営管理事業が実施されました。



みえ森林経営管理支援センターによる支援 (市町担当者研修会)

(2) 森林資源データの整備と情報提供

市町が森林整備や境界明確化等を効果的に進められるよう、航空レーザ測量により取得した情報や解析データ等の詳細な森林資源情報、精度の高い3次元地形データを森林クラウドで共有するなど、市町の森林管理を支援していきます。

【令和6年度の取組】

津市、大紀町、南伊勢町、伊賀市、名張市で新たに約426kmの航空レーザ測量成果の解析を実施し、これまでに19市町3,291kmで詳細な森林資源や地形等の森林情報を整備しました。

また、市町や林業事業体が効率的な施業 を実施できるよう、詳細な森林資源情報や 精度の高い地形データの活用方法について、 みえ森林・林業アカデミーの講座や森林ク ラウドに関する研修等において普及を行い ました。

(3) 森林の公有林化等による公的管理

特定水源地域等の公益的機能の重要な森林のうち、森林所有者による適切な整備が見込めない森林については、森林管理の協定による経営の受託や市町による公有林化等、公的な管理を促進します。

県行造林地の適切な森林整備を進めると ともに、伐期を迎えた箇所の計画的な伐採 と、伐採後の的確な更新を図ります。

【令和6年度の取組】

早期に整備を行う必要があるものの、林 業経営に適さず森林所有者による管理が困 難な森林において、8市町が森林環境譲与 税を活用し、森林所有者等と協定を結んで 行う森林整備が実施されました。

また、名張市の国津県行造林において、 14.1haの森林整備を実施するとともに、J ークレジット制度に基づくクレジットを 899t-CO2創出しました。



協定に基づく森林整備後の森林(多気町)

(4) 森林の公益的機能発揮に向けての 研究

森林整備による土砂流出や流木発生の抑制効果を検証するため、県内各地で実証研究を進めます。

【令和6年度の取組】

みえ森と緑の県民税を活用した災害に強い森林づくり推進事業の事業効果検証のための調査を実施しています。

令和6年度は、みえ森と緑の県民税第3期制度(令和6~10年度)の初年度であることから、2期目の成果を受け、残された課題について、以下の調査を開始しました。

- ① 山腹部における表土流亡抑制効果を検証するための多様な条件下に設置された土砂止の効果発揮状況の調査
- ② 山腹部、渓岸部における調整伐の成長促進効果等を検証するための航空レーザ 測量データを活用した目標径級への到 達状況調査
- ③ 渓流部における危険木除去による長期 的な流木発生抑制効果を検証するため の3次元点群測量による流木発生状況 の調査



地上レーザ測量による立木と土砂止設置状況の調査

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用し、活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

【数値目標の達成状況】

| 指標 | 令和6年度目標 (2024年度) | 令和6年度実績 (2024年度) | 令和10年度目標 (2028年度) |
|--------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 県産材素材生産量 | 418 1 m³ | 431 ↑ m³ | 430∓m³ |
| 林業人材育成人数(累計) | 385人 | 380人 | 645人 |
| 製材・合板需要の県産材率 | 51. 5% | 54. 6% | 60. 0% |

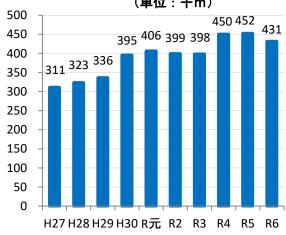
【令和6年度評価】

(1) 県産材素材生産量

令和6年度は、利用期を迎えた森林資源の循環利用を図るため、間伐や路網整備への支援、生産性向上に向けたスマート林業の普及、林業人材の育成を進めたこと等により、素材生産量は431千㎡となり、目標の418千㎡を達成することができました。

木材の用途別の生産量では、建築用材となる製材用は152千㎡(前年対比96.2%)、製紙等向け木材チップ用は59千㎡(前年対比68.6%)となり昨年度より減少しました。合板用については、県内大型合板工場

指標:県産材素材生産量 (単位:千㎡)



への県産材の供給量が増加し、90千m³(対前年比102.3%)となりました。

今後は、川下からのニーズの多様化や需要の増加にも的確に対応できるよう、川上から川下までの関係事業者と連携したサプライチェーンのネットワーク化や連携体制のさらなる充実を図ります。

また、川上側では、林業生産コストを低減するため、低密度植栽の普及等により低コスト造林を推進するとともに、ICT等の技術を活用した林業作業の省力化、効率化など、林業のスマート化への支援に取り組んでいきます。

(2) 林業人材育成人数

みえ森林・林業アカデミーにおいて実施したディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースの基本3コース、林業体験講座、市町職員を対象とした市町職員講座等により、令和6年度は77人の林業人材を育成し、累計で380人となりました。

今後も引き続き、新たな視点や多様な経営感覚を備えた人材を確保・育成していくため、みえ森林・林業アカデミーのカリキュラムのブラッシュアップを図るとともに、「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携して、新規就業者の確保にも注力して取組を進めていきます。

(3) 製材・合板需要の県産材率

製材工場等において取り扱う原木について、外国産材・県外産材から県産材への 転換を促すため、県内の建築士、素材生産事業者、製材事業者等の人的ネットワークの形成によるサプライチェーンの強化等に取り組みましたが、製材・合板需要の 県産材率は、前年度から減少し、54.6%となりました。

今後も、製材・合板工場における県産材の活用を促進するため、県産材供給体制の構築に向けた研修会を開催するとともに、材工分離発注による県産材の調達手法を関係事業者間で共有するなど、引き続き、製材・合板需要の県産材率の増加に向けた取組を進めていきます。

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

【基本施策2一(1)】 林業及び木材産業等の振興

利用期を迎えた森林資源を活用し、林業 及び木材産業等を活性化するため、循環型 林業の実現に向けた取組を進めるほか、施 業の集約化や基盤整備等による生産性の向 上、原木の安定供給体制の構築、林業・木材 産業の競争力強化を図ります。

(1) 森林施業の集約化の促進

森林施業プランナー等による森林所有者 への働きかけや、森林経営管理制度に基づ く、意欲と能力のある林業経営者への再委 託等により、施業の集約化を進めるととも に、森林経営計画の作成を促進します。

また、森林所有者や森林境界の明確化、 施業履歴等のデータ集積による、精度の高 い森林資源情報を活用した森林施業の集約 化を促進します。

【令和6年度の取組】

森林経営計画制度のさらなる普及・定着を図るとともに、期間が満了する計画の更新を促進するため、林業普及指導員が主体となり、森林所有者等の計画作成を支援した結果、令和6年度末時点での森林経営計画作成面積は45,174haとなりました。

また、森林経営管理制度に基づき集積した森林の経営管理の受け皿として、5事業者を意欲と能力のある民間事業者に選定・公表し、合計21事業者となりました。

(2) 多様な原木の安定供給体制の構築

製材、合板、木質バイオマス燃料等さまざまな需要に応じた多様な原木を安定的・ 効率的に供給するため、木材の需給情報の 共有を進めるとともに、地域の実情に応じた安定供給体制の構築を図ります。

また、中間土場、山土場等を活用した原木の需要先への直送など、商流と物流の分離等による原木流通の効率化や低コスト化

を図ります。

【令和6年度の取組】

多様な原木の安定供給を図るため、搬出間伐や一貫作業システム等の低コスト造林による主伐を促進するとともに、森林作業道等の基盤整備に対して支援を行いました。

また、県内の木質バイオマス発電所8基や大型合板工場に対して原木(B材・C材)を安定的に供給するため、搬出間伐や路網整備を支援しました。

(3) 林業・木材産業の競争力強化とスマート化

素材生産の低コスト化に向け、高性能林 業機械の導入を促進するとともに、基盤と なる林道、林業専用道、森林作業道等の路 網をそれぞれの役割に応じて効果的に整備 することで、地域の実情に応じた効率的な 作業システムの構築を図ります。

また、航空レーザ測量等による精緻な森林資源情報の把握や、原木流通システムのICT化を進めることで林業のスマート化を図ります。

【令和6年度の取組】

林道事業により、津市ほか10市町において、林道開設9路線14工区、法面保護や橋梁補修等の林道改良9箇所の整備を実施・支援するとともに、令和6年8月の台風等により被災した林道施設の復旧を支援しました。



林道開設 経ケ峰線 (津市)

また、造林事業等により、森林作業道 69,508mを開設することで搬出コストの低 減を図り、競争力強化を促進しました。

さらに、林業のスマート化の実現に向けて、津市、大紀町、南伊勢町、伊賀市、名張市において、航空レーザ測量成果の解析を実施し、正確な森林資源情報を把握したほか、林業現場におけるスマート技術の実装を先導するコア技能者の育成に取り組みました。

加えて、スマート林業に関する技術や効果等を林業関係者間で広く普及・共有するため、「みえスマート林業推進協議会」において、ICT等の技術の活用方法や労働安全の向上等に関する部会やスマート技術に関する研修会を開催しました。

(4) 多様な収入源の創出

林業だけでなく、農業や観光業、自然体験等さまざまな業種を複合的に組み合わせた中山間地域の所得向上と定住促進を図ります。

また、森林から生み出される資源を新たな視点で有効に活用した新商品の開発等を促進します。

【令和6年度の取組】

林業・木材関係事業者等と福祉事業所のマッチングを担うコーディネーターが、福祉事業所と連携し、手作りの廃油石鹸にヒノキの葉から抽出したオイルや蒸留水等を加え、香り豊かな手作り石鹸の製作に取り組みました。

(5) 特用林産の振興

安全・安心な特用林産物を供給するため、 生産体制の整備を促進します。

また、きのこ生産者に対して生産性向上のための技術指導を行うとともに、消費者に対しては安全・安心なきのこ等の情報提供を行います。

【令和6年度の取組】

安全・安心な県産きのこの普及を図るため、移動林業研究所等の行事を通じて「み

えの安心食材表示制度」の紹介や県産きのこのPRを行いました。

また、林業研究所において、シイタケ等のきのこ類よりも子実体の発生温度が高く、夏季に低コストで生産可能な品種として、ウスヒラタケを選定し、省力的な菌床作製技術の開発に加え、生産現場における栽培実証試験等に取り組みました。

さらに、生産資材価格の高騰によるきの こ生産者の経営への影響緩和のため、次期 生産に必要な生産資材の価格上昇額の一部 を支援しました。



三重県産ウスヒラタケ

(6) 効率的な林業生産活動のための研究

育林コストを下げるため、初期成長がよいとされるスギ・ヒノキ特定母樹を用いたコンテナ苗等の育苗技術や、早生樹の育林技術の確立に取り組みます。

また、安全で効率的な木材生産を行うための森林作業道の作設技術や、林業機械を 使用した作業システムの開発に取り組みます。

【令和6年度の取組】

林業研究所では、ドローン空撮を活用して新植地の見回り作業を効率化する方法について研究を行いました。植栽直後や冬季といった苗木と他植生が競合しない時期の撮影が重要であることや、空撮から得られるデータを活用した成長量推定により、食害や枯死といった異常の発見が可能となり、現地での点検の必要性の目安として活用で

きることが明らかとなりました。それらの結果を基に、「ドローンを活用した造林初期のモニタリング」リーフレットを作成しました。

また、通常の苗木よりも苗高が高いスギコンテナ大苗を植栽した試験地にて、シカからの食害防除効果や下刈り削減の可否について調査し、スギ新植地での保育作業省力化技術の開発に取り組みました。

【基本施策2一(2)】 森林・林業・木材産業や地域を担う人づ くり

将来にわたり森林の公益的機能が高度に 発揮されるよう森林を管理・育成するとと もに持続的な林業経営を行うために、森林 の適切な管理や林業・木材産業の競争力強 化に資する高いスキルを持った担い手の育 成や新たな担い手の確保に取り組みます。

また、地域を担う経営意欲の高い林業事業体の育成や地域振興の視点を持った人づくりを進めます。

(1) 林業の担い手の育成・確保

林業の新規就業者を確保するため、県内 高校生や都市部の就業希望者等に対して、 林業への就業等に関する情報提供や相談会 等を開催するとともに、就業体験や技術研 修を行います。

また、みえ森林・林業アカデミーでは、新たな視点や多様な経営感覚及び科学的な知見を備える人材を育成するため、職場における役割や生涯を通じたキャリアデザインに対応する充実したカリキュラムを実施していきます。

【令和6年度の取組】

林業の新規就業者の確保を図るため、首都圏等での就業相談対応や、就業希望者を対象とした体験研修、インターンシップ、高校生への林業職場体験研修等を実施(延べ251人)したほか、林業事業体の就業条件等の情報を発信し、その結果4人の新規就業につながりました。

<新規林業就業者数の推移>

| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 人数 | 37 | 31 | 36 | 28 | 34 | 22 |

また、みえ森林・林業アカデミーにおいて、各種講座を開催したところ、ディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースの基本3コースに、県内外から新たに25名が参加したほか、人家裏等の危険木を安全に伐採するための高度な技術を習得する「特殊伐採講座」等の選択講座に、延べ154名の参加がありました。



みえ森林・林業アカデミーにおける選択講座(特殊伐採)

(2)地域を担う多様な人づくり

林業は中山間地域の仕事の場の創出や定住促進等、地域を活性化するために欠かすことができない産業であることから、中山間地域の振興の視点を持った林業人材の育成を図ります。

また、障がい者が多様な担い手として活躍できるよう木工分野等において福祉事業所との連携等に取り組みます。

【令和6年度の取組】

みえ森林・林業アカデミーのディレクター育成コースにおいて、1年目の受講生10名が森林・林業・木材産業の先進事例をはじめ、経営や安全、環境、地域経済の活性化等の幅広い分野について学びました。一方、2年目を迎えた受講生7名は、地域や組織の課題解決、新たなビジネス創出の仕組みづくり等のプロジェクトの企画に取り組みました。

また、林業事業体における障がい者の施設外就労等による就労機会のさらなる拡大に向け、林業と福祉をつなぐコーディネーターを新たに2名育成し、累計で10名となりました。コーディネーターによる林業と福祉とのマッチング活動により、福祉事業者における薪づくり作業など、6件のマッチングにつながりました。

(3) 林業事業体の育成と経営力の向上

地域林業の中核的な役割を担う林業事業 体を育成・確保するため、経営支援や機械化 の促進等により経営改善や基盤強化を図りま す。

また、森林整備の推進や素材生産量の増大を図るため、林業への新規参入の促進や、 みえ森林・林業アカデミー等による人材育成を 通じて、事業体の育成・確保を図ります。

【令和6年度の取組】

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき事業主が策定する、労働環境の改善や事業の合理化等を図るための「改善計画」について、3事業体の認定を行いました。この結果、令和6年度末時点で49の事業体が知事による改善計画の認定を受けています。

【基本施策2-(3)】 県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進や林業の活性化につながることから、住宅建築をはじめ、暮らしの中のさまざまな場面で県産材が利用されるよう取組を進めるとともに、県産材の信頼性の向上や木材輸出等の新たな需要への対応、木質バイオマス発電等のエネルギー利用に向けた安定供給体制の構築等を進めます。

(1) 県産材の需要拡大

県産無垢材の表面品質の高さや、尾鷲ヒノキ、波瀬地域のスギ等、県内のブランド材の魅力をアピールし、付加価値の高い製品の販売展開を促進します。

また、木材の輸出を促進するため、中国、 韓国、台湾等におけるニーズの的確な把握 や、輸出用原木・製品の安定供給に向けた取組を促進します。

さらに、生産性の高い大型製材工場等の 大ロットの需要にも安定的に原木を供給で きる体制の整備を検討するとともに、公共 工事における県産材の利用を促進します。

【令和6年度の取組】

さまざまな形で暮らしの中に木材が取り 入れられている社会づくりを進めていくため、県民が暮らしに取り入れたいと思う魅力ある新たな県産材製品を募集、選定する「みえの木製品コンテスト2024」を開催し、選定された木製品を三重県「木づかい宣言」登録事業者の事務所や店舗等で展示を行い、広く県民に向けてPRを行いました。

また、首都圏等において付加価値の高い 県産材の販路拡大を図るため、首都圏の自 治体や民間団体からの情報収集を行うとと もに、木材関係団体と連携して、建築・建材 関係の展示会等に出展(2回)し、県産材の PRを行いました。



県産材を活用した内装材等のPR (ジャパンホーム&ビルディングショー2024 東京ビッグサイト)

さらに、県産材の新たな輸出先の開拓の ため、ベトナムの建築関連企業や家具製造 企業の経営者等を県内に招へいし、輸出に 意欲のある事業者とのマッチング及び県産 木材製品のPRに取り組みました。

加えて、県の公共土木工事においても県産材利用を進め、治山、林道工事で1,328㎡の県産材を使用しました。

(2) 信頼される県産材の供給の促進

木材の需要者に安心して使っていただけるよう、規格基準が明確な「三重の木」認証材やJAS材の普及による県産材の品質向上に努めます。

また、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」への対応等、県産材の合法性確保に向け、FSC等の認証制度の普及促進を図るなど、関係事業者への情報発信を進めるとともに、製材品を必要な時に必要な量だけ納品できる体制を構築して県産材の信頼性を向上させるなど、外国産材・県外産材から三重県産材への転換に向けた取組を促進します。

【令和6年度の取組】

品質・規格が明確な「三重の木」認証材等、 良質な県産材の普及を促進するため、建築 関係者や木材関係者が参加する研修会にお いて、県内の木材製品の紹介を行いました。

(3) 住宅建設における木材利用の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、素材生産業者、製材業者、工務店、建築士等の川上から川下までの多様なネットワークやサプライチェーンを構築し、消費者ニーズにマッチした顔の見える家づくりを推進します。

また、今後の生産増加が見込まれる中・大 径材を活用し、住宅等における無垢材の梁 桁や内装材としての利用を促進します。

【令和6年度の取組】

住宅等における「三重の木」等の需要拡大を図るため、工務店、建築設計士と連携し、消費者に対して県産材を使用する意義等をPRするイベントを5回行いました。

また、県内の住宅及び非住宅に県産材を目に見える形で活用した優良な建築物に関わった者を表彰する「みえの木建築コンクール」を開催し、県産材の使用事例のPRに取り組みました。



第3回みえの木建築コンクール表彰式 (林業研究所)

(4)中・大規模施設等の木材利用の推進

CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用もふまえ、公共施設や民間商業施設等の非住宅分野における木造・木質化を促進します。

また、建築基準法の改正や「森林環境譲与税」の導入を契機に都市域において公共施設等における木材利用が進みつつあります。今後はさらなる建築物の木造・木質化を促進するため、事業者等と連携して発注者に対する働きかけを進めます。

【令和6年度の取組】

中大規模建築物や非住宅建築物における 木造・木質化の提案や設計ができる建築士 の充実を図るため、過年度セミナーの修了 者等を対象に、スキルアップに向けた「中大 規模木造建築設計セミナー」を開催し、16名 が参加しました。併せて、行政職員を対象に、 公共建築物の木造・木質化に関する基礎的 な知識を取得することを目的とした研修会 を開催し、県・市町の営繕担当・事業課担当 職員25名が参加しました。

また、非住宅建築物における県産材需要を 獲得するとともに、県内設計士の木造設計 に関する技術力向上を図るため、「木造非住 宅設計支援事業」により、県産材を利用した 民間の木造非住宅建築物の設計支援を2件 行いました。

さらに、木造・木質化に向けた相談窓口を 設置し、9件の相談対応を行うなど、県内の 公共建築物等における県産材の利用拡大に 取り組みました。

公共建築物等における県産材の利用実績は、大台警察署(大台町)や昴学園高等学校(大台町)等、県が整備した20施設において32.7m³、飯高駅宿泊施設(松阪市)や長田地区市民センター(伊賀市)等、市町等が整備した7施設において66.5m³となりました。



大台警察署 (大台町)



飯高駅宿泊施設(松阪市)

(5) 持続的な木質バイオマス利用の推進

地域林業の活性化や森林保全につながる 未利用間伐材等の有効活用を図るため、木 質バイオマス発電や熱利用など、木質バイ オマスのエネルギー利用を促進します。

また、効率的な木材の生産、収集・運搬の 仕組みづくりを進め、地域活性化にも資す る「木の駅プロジェクト」を推進するなど、 木質バイオマスの地産地消を促進します。

【令和6年度の取組】

県内では、未利用間伐材を燃料とする木質バイオマス発電所が5基稼働しており、 木質バイオマスのエネルギー利用を進めています。 また、未利用の間伐材等を木質燃料等として有効活用するため、市町や森林組合、NPO等と連携して「木の駅プロジェクト」の取組を推進しました。

その結果、県内7地域の「木の駅プロジェクト」から、約2,200tの木材が出荷されました。

(6) 新製品・新用途の研究・開発の促進

県産材の利用促進のため、スギ・ヒノキの中・大径材の有効活用や付加価値を高めるための技術開発に取り組みます。

また、県内の林業事業体や民間企業、自 治体等からの要請に応えた研究・開発を行 うとともに、その成果を速やかに公表し普 及に努めます。

【令和6年度の取組】

林業研究所では、近年市場に流通する大 径材の利用を促進するため、中大規模の非 住宅建築物に大断面材をあらわしで使うた めの乾燥技術の開発に取り組んでいます。

令和6年度は、平角材と正角材を用いて、 乾燥前処理(高温セット)と天然乾燥を組 み合わせた複合乾燥試験を実施し、乾燥に 伴う材質変化や含水率の経時変化を調査し ました。



平角材の乾燥試験

その結果、平角材の乾燥試験では、高温セット処理の効果により、天然乾燥中における表面割れは発生せず、また今回の乾燥条件では約100日間の乾燥期間で、目標含水率の約25%に到達することが分かりまし

た。一方、正角材の同試験では、約 120 日間経過した時点においても乾燥が不十分な状態であり、含水率 25%程度の乾燥材を生産するには、1年以上の乾燥期間が必要であると推測されました。

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解する ための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供 や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標の達成状況】

| 指標 | 令和6年度目標 (2024年度) | 令和6年度実績 (2024年度) | 令和10年度目標 (2028年度) |
|--------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 森林文化・自然体験施設等の利用者数 | 1, 565千人 | 1, 352千人 | 1, 613千人 |
| 森林環境教育支援市町数 | 25市町 | 22市町 | 29市町 |
| 地域に密着した森林環境教育・木育 指導者数 | 220人•団体 | 214人•団体 | 300人·団体 |

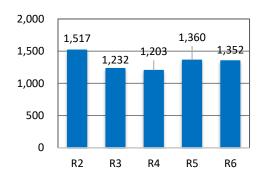
【令和6年度評価】

(1) 森林文化・自然体験施設等の利用者数

「三重県民の森」や「三重県上野森林公園」、「横山ビジターセンター」、「東海・近畿自然歩道」等の、森林文化・自然体験施設等の利用者数は、天候等の影響もあり、前年度から8千人減少し、1,352千人となりました。

今後も、森林文化及び森林環境教育の振興を図るため、安全で利用しやすい施設整備や、充実した森林教育プログラムの提供等に取り組み、森林や自然環境の大切さを学べる環境づくりを進めます。

指標:森林文化・自然体験施設等 の利用者数(単位:千人)



(2)森林環境教育支援市町数

みえ森と緑の県民税を活用した市町交付金事業による学校や地域での森林環境教育の取組、未就学児や小学校低学年の児童を対象とした木育の取組等が各市町で実施され、森林教育に取り組んだ市町は、前年度から2市増加し、22市町となりました。

今後も、市町における森林教育を促進するため、プログラムの提案や指導者の あっせん等、森林教育に取り組みやすい環境づくりを進めます。

(3)地域に密着した森林環境教育・木育指導者数

令和6年度末時点の「森のせんせい」登録者に、「みえ森づくりサポートセンター」で開催した指導者養成研修で養成した「森のせんせい候補生」を加えた結果、地域に密着した森林環境教育・木育指導者数は、前年度から10人・団体増加して214人・団体となりました。

今後も、森林環境教育・木育指導者養成講座のカリキュラムの充実を図るととも に、放課後児童クラブの指導員など、新たな主体による森林教育の取組が進むよう 働きかけを行います。

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

【基本施策3-(1)】 森林文化の振興

県民の皆さんや地域を訪れる方々が、森林との豊かな関わりを持てるよう、森林や自然、森林文化の持つ魅力を生かした情報発信や観光誘客の取組等、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

(1) 森林の文化的価値の保全及び活用

県内の伝統的な林業や森林文化の価値向上と情報発信力の強化を図るとともに、市町、団体等と連携し地域の魅力向上や活性化を促進します。

また、森林の恵みが豊かな川や海を育み、 人の暮らしや食をはじめとする地域の文化 を生み出す源流となっていること等、森林 と人の営みに関する情報発信に努めます。

【令和6年度の取組】

みえ森と緑の県民税を活用して、小中学 生を対象とした「こども森の写真教室」を 開催しました。

また、「第11回みえの森フォトコンテスト」を開催し、子ども達から応募のあった246作品から28点(小学校・中学校それぞれで、最優秀賞1点、優秀賞3点、入選10点)を入選作品として表彰し、公共施設やショッピングセンター等、県内各地で展示を行いました。

(2) 森林文化の体験と交流の促進

三重県が誇る美しい自然景観等の地域資源を活用した、自然体験等のエコツーリズムの取組、林業や田舎暮らし体験等のプログラムを充実させることで、県内外からの誘客を促進するとともに、地域の活力向上を図ります。

【令和6年度の取組】

関係市町や「伊勢志摩国立公園エコツー リズム推進協議会」と連携し、自然体験活 動の資質向上に向けて、地域資源の持続的な活用の推進等をめざした自然体験活動促進計画の策定を進めるとともに、ガイド能力向上のための研修会開催等の活動支援を行いました。

また、自然公園内の園地や自然歩道において、自然とふれあうイベントや体験ツアーを28回開催しました。



自然体験ツアーの開催(大台町)

(3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守りつつ、自然とのふれあい、活動の場として再生・活用していくため、地域住民やNPO等による保全活動を促進します。

【令和6年度の取組】

自然環境保全団体等による地域の自然を守り育てる活動を促進するための制度を推進し、令和6年度末時点で、自然観察会等を行っている団体の活動を認証する「みんなで自然を守る活動認証制度」の認証団体数は7団体、里山の管理作業等の活動を行っている団体の活動計画を認定する「里地里山保全活動計画認定制度」の認定団体数は43団体となりました。

また、里山林の保全管理や森林資源の活用を行う活動団体を支援する森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業を活用して、

5団体が4.4haの森林整備や竹林整備を実施しました。

さらに、暮らしに身近な森林づくりを推進するため、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、四日市市等、11市町で里山や竹林の整備が行われました。

(4) 森林文化の継承

伊勢神宮や熊野古道等、自然や森林と人の営みのつながりにまつわる文化の保全・ 継承に努めます。

また、木を活用する伝統産業等、「木の文化」の継承・復興に必要な、有用広葉樹種の育成及び安定供給の取組を促進します。

【令和6年度の取組】

「公益社団法人三重県緑化推進協会」による緑地等適正管理事業として、「日本樹木医会三重県支部」の協力を得て、市町等の要請に応じ、志摩市のオオシマザクラ等、7市町(17箇所)で、巨樹・古木や学校、公共広場等の樹木の健康診断や管理指導等を行いました。



緑地等適正管理事業(亀山市中部中学校 エノキ)

【基本施策3-(2)】 森林環境教育・木育の振興

森林・林業に対する県民の理解と関心を 深めるため、森林や木と気軽に触れあえる 環境の整備や学習機会の提供、森林環境教 育等の指導者の育成等を行います。

(1)森林環境教育・木育に関わる「人づくり」

県民の皆さんの森林の公益的機能や木育への関心を高めるため、県内各地で開催されるイベントとの連携や各種メディアを活用した情報発信に努めます。

また、豊富な知識や技術を有した指導者のもとで森林環境教育・木育を推進していくため、育成した指導者に対するフォローアップや、指導者間のネットワークづくりを進めるとともに、地域で活躍する新たな指導者の育成に努めます。

【令和6年度の取組】

「みえ森づくりサポートセンター」において、森林教育や森づくり活動に関する相談対応、森林教育活動のコーディネート、出前授業、指導者の育成(指導者養成講座の開催)等を行っており、森林教育の指導者を育成するための講座を10回開催するとともに、県内の小学校など11箇所で、森林教育の活動支援(出前授業)を行いました。

(2)森林環境教育・木育に関わる「場づくり」

県民の皆さんが、気軽に森林・林業に触れ、学びや体験が行えるよう、市町や民間企業、関係団体等と連携協力して森林環境教育・木育の場の設置や確保を進めます。

また、森林環境教育・木育を受ける機会を増やすため、森林公園等を活用した体験活動の充実や放課後児童クラブ、幼稚園や保育園での森林環境教育・木育のプログラムの充実、森林や自然体験を重視した野外体験保育の取組の拡大に努めます。

【令和6年度の取組】

「三重県民の森」及び「三重県上野森林公園」では、ボランティア「モリメイト」の協力を得ながら園内の森林の手入れ等を進めるとともに、「三重県民の森」で139回、「三重県上野森林公園」で112回の自然観察会等を開催したほか、各種研修会等の場として活用されました。

また、市町においても、みえ森と緑の県 民税市町交付金を活用して、四日市市等、 17市町が教育文化施設等に木製備品を導入 するなど、森と人をつなぐ学びの場づくり に取り組まれました。

さらに、森林や木、木材の魅力に触れ、森 林教育に気軽にアクセスできる施設として、 いなべ市、津市、大紀町に所在する子育て 支援センター等11施設を「みえ森林教育ス テーション」に認定しました。



みえ森林教育ステーション (いなべ市)

(3)森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」

学校における森林環境教育・木育を推進していくため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として関係機関と学習のコーディネートを進めるとともに、段階的な教育をサポートする取組を進めます。

また、森林環境教育・木育を通じて、地域の未来を担う人材を育成していくため、地域の課題や特徴を盛り込んだ教育活動の実践や、担い手の育成に結び付く教育活動の充実を図ります。

【令和6年度の取組】

これまで取り組んできた森林環境教育や 木育を次のステージへと発展させ、森林や 木材と私たちの関係をより良いものにして いくため、令和2年10月に策定した「みえ 森林教育ビジョン」に基づき、教育・保育関 係者をはじめ、参加者の皆さんが交流を図 り、身近な木・森・自然から学び地域の人・ 文化をつなぐ森林教育について考え話し合 う場とすることを目的に「第3回みえ森林 教育シンポジウム」を開催しました。

また、令和7年2月には「みえ森林教育 ビジョン」の実現に向けた取組がさらに促 進するよう「みえ森林教育プログラム」を 作成し、県内全ての小中学校に配付しまし た。



第3回みえ森林教育シンポジウム (トークセッション)

市町においては、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、津市等、19市町で、幼児・児童・生徒を対象とした森林教育が実施されました。

Ⅳ 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

【数値目標の達成状況】

| 指標 | 令和6年度目標 (2024年度) | 令和6年度実績 (2024年度) | 令和10年度 (2028年度) | | |
|------------------------------|---------------------|---------------------|--------------------|--|--|
| 森林づくり活動への参加団体数 | 120団体 | 120団体 | 124団体 | | |
| 新たに木づかいに取り組む民間 事業者等の数(累計) | 48者 | 57者 | 80者 | | |
| 三重の森林づくりへの関心度 | 42. 0% | 49.6% ※ | 50. 0% | | |

[※]令和5年度からアンケートの実施方法が変更となったため、令和6年度の実績値は傾向を把握するための参考数値となります。

【令和6年度評価】

(1) 森林づくり活動への参加団体数

県民による森林づくりを活性化するため、「みえ森づくりサポートセンター」 登録団体や、みえ森と緑の県民税を活用する団体の活動を支援しました。

また、企業と森林所有者とのマッチングサポートによる「企業の森」活動の 推進に取り組んだ結果、森林づくり活動への参加団体数は、令和6年度末時点 で120団体となりました。

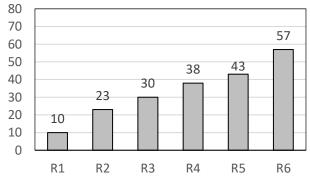
今後も、森林づくりを社会全体で支えていくため、多様な主体の参画を促進し、県民をはじめ企業や森林ボランティア等への情報提供・技術支援を行うとともに、企業、NPO、教育機関、行政等によって新たに発足した「三重の森づくりネットワーク」を中心に「三重の森づくり運動」を展開し、県民の森林づくりに対する意識の醸成に取り組みます。

(2)新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数

建設会社や工場等様々な事業者に働きかけを行ったところ、新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数が14者増加し、令和6年度末時点で57者となりました。

今後も、民間事業者による県産材の積極的な利用を通じて、 県内全域に「木づかい」を広げていきます。

指標:新たに木づかいに取り組む 民間事業者の数(者)



(3) 三重の森林づくりへの関心度

三重の森林づくりへの関心度について、アンケート調査を行ったところ、 49.6%の方が「関心がある」と回答しました。

今後も引き続き、県の行う森林・林業施策への関心を高め、県民の意識醸成に向けた取組を進めていきます。

IV 基本方針4 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

【基本施策4-(1)】

県民、NPO、企業等の森林づくり活動 の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、 さまざまな主体による森林づくりが促進される環境を整備します。

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森づくり活動団体や地域住民による森林 整備を促進するため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として、基礎的な技術研 修や活動に必要な情報提供等を進めます。 また、「企業の森」活動のより一層の充実を図るため、企業関係者と地域住民や学校との交流促進など、活動の幅を広げるための支援を行います。

【令和6年度の取組】

森林づくりを社会全体で支えていくため、 津市及びいなべ市において、新たに2件の 「企業の森」の協定が締結され、企業によ る森林整備が進められました。

また、「みえ森づくりサポートセンター」 において、森づくり活動団体支援講座を3 回開催するとともに、森づくり活動団体等 からの9件の相談に対応しました。

<「企業の森」の実績(令和7年3月末時点)>

| 開始年度 | 企業名(活動地) | 面積(ha) |
|------|---|--------|
| 平成18 | シャープ(株)三重工場(多気町) | 2.17 |
| 平成19 | 損害保険ジャパン日本興亜㈱(津市) | 0.41 |
| 平成20 | (株)百五銀行(津市) | 0.54 |
| 平成21 | エレコム(株)(尾鷲市)、三菱重エサーマルシステムズ(株)(紀北町) | 18.70 |
| 平成22 | 住友理工㈱(松阪市)、清水建設㈱(松阪市)、NTN㈱桑名製作所(桑名市)、NTT西日本㈱三重支店(津市) | 14.29 |
| 平成23 | エレコム(株)(志摩市) | 8.15 |
| 平成26 | 味の素AGF㈱(亀山市)、TOYO TIRE㈱桑名工場(東員町) | 21.65 |
| 平成28 | 東邦ガス㈱(大台町) | 0.62 |
| 平成29 | トヨタ車体㈱(いなべ市)、(㈱コメダ(菰野町)、井村屋グループ(㈱(津市)、(㈱)ホンダロジスティクス(菰野町) | 46.60 |
| 平成30 | (株)百五銀行(多気町)、(株)エイチワン(亀山市) | 4.60 |
| 令和元 | (㈱宇城組(御浜町)、北越コーポレーション(㈱紀州工場(紀宝町) | 13.64 |
| 令和2 | 横浜ゴム㈱(度会町) | 2.66 |
| 令和3 | (株)鈴鹿(菰野町) | 4.50 |
| 令和4 | (株ダイダン(菰野町)、(公財)ニッセイ緑の財団(津市) | 6.96 |
| 令和5 | 本田技研工業㈱(菰野町)、テイ・エス・テック㈱鈴鹿工場(菰野町)、読売リサイクルネットワーク(多気町) オムロン ヘルスケア㈱(松阪市) | 8.86 |
| 令和6 | (株)トーエネック(津市)、住鉱潤滑剤(株)(いなべ市) | 148.72 |
| 計 | 31 箇所 | 303.07 |
| 活動終了 | (株) 百五銀行(津市)、トヨタ車体㈱(いなべ市)、プリマハム㈱(伊賀市)、全労済三重県本部(津市)、ネッツトヨタ 三重㈱(松阪市)、シャープ㈱亀山工場ほか(亀山市)、㈱LIXIL(伊賀市)、三重中央開発㈱(伊賀市)、北越紀州 製紙㈱紀州工場(熊野市)、四日市西ライオンズクラブ(菰野町)、住宅情報館㈱(松阪市)、JAバンク三重(津 市、名張市)、中部電力&NPO中部リサイクル運動市民の会(菰野町)、津商工会議所(津市)、㈱百五銀行 (津市)、横浜ゴム㈱三重工場(大紀町)、㈱第三銀行(松阪市)、㈱東芝(四日市市)、テイ・エス・テック㈱鈴鹿工 場(桑名市)、トヨタ車体㈱(いなべ市)、㈱百五銀行(伊勢市)、生活協同組合コープみえ(津市)、JAバンク三重 (津市)、(一財)セブン-イレブン記念財団(津市)、㈱エイチワン(亀山市)、北越紀州製紙㈱紀州工場(紀宝町)、 楽天㈱(菰野町)、JAバンク三重(大台町)、本田技研工業㈱(亀山市)、JAバンク三重(菰野町)、(公財)イオン環 境財団(松阪市)、JAバンク三重(大紀町)、㈱NTTドコモ東海支社(菰野町) | 34箇所 |

さらに、「公益社団法人三重県緑化推進協会」の協力のもと、企業、NPO、教育機関、行政等が一丸となって、森づくりに関わる人材の育成や、森林整備、森林教育活動といった「三重の森づくり運動」に取り組むことを目的に「三重の森づくりネットワーク」を発足しました。

(2) 緑化活動の促進

県民の緑を大切に思う心を育むため、緑化活動に取り組む団体と連携し、地域の緑を育む活動等を通じ、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。

【令和6年度の取組】

「公益社団法人三重県緑化推進協会」と 連携して、「緑の募金」街頭キャンペーンを 実施したほか、新聞や県広報等を活用し、 緑化意識の啓発を図りました。

また、児童・生徒の緑化意識の醸成に向け、「公益社団法人三重県緑化推進協会」との共催で、「令和6年度みえの森づくりポスターコンクール(国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集)」を開催しました。コンクールには、県内の小中学校43校から合計317点の応募があり、この中から特選・準特選に選定した6作品を、「公益社団法人国土緑化推進機構」が開催する全国コンクールに県代表として提出しました。

さらに、三重トヨペット株式会社の「第49回ふれあいグリーンキャンペーン」を活用し、鈴鹿市や県立高等学校、三重県民の森等へクヌギ等の苗木を合計300本配付しました。

【基本施策4-(2)】 木づかいの促進

県民、企業等による県産材の積極的な利用が、三重の森林を守り、育てることにつながることから、「木に親しみ、ふれる」機会の拡大を図るとともに、県産材を利用する意義を積極的に発信し、社会全体で共有することで木づかいの促進を図ります。

(1)暮らしの中での木づかいの促進

家庭や子育てにおける木づかいを促進するため、木の良さを伝えるイベントの開催や情報発信を進めるとともに、県産の木製玩具や遊具等の活用を促進する取組を進めます。

【令和6年度の取組】

県民の皆さんに木にふれていただく機会を創出するため、県内で製作されている木製玩具「ミエトイ」を体験できる場として、県内のイベント等に出展する「ミエトイ・キャラバン」を10回開催しました。

(2) 多様な主体との連携による木づかい の促進

県民全体での木づかいを促進するため、 PR効果の大きい企業等における木材利用 に向けた提案や情報提供を行うなど、さま ざまな支援を進めます。

【令和6年度の取組】

民間事業者による自発的な木づかいの取組を推進するため、県産材を積極的かつ計画的に使用することを宣言した事業者を登録する「三重県『木づかい宣言』事業者登録制度」を推進した結果、新たに14事業者を登録し、令和6年度末時点の登録者数は57事業者となりました。

<三重県「木づかい宣言」登録事業者一覧>

| へニ主示「ホッかい」 ニュー・ホット | | | | | |
|-----------------------|----------|------------------------|--|--|--|
| 番号 | 登録日 | 事業者名 | | | |
| 1 | H30.11.8 | ネッツトヨタ三重株式会社 | | | |
| 2 | R1.5.13 | 磯部わたかの温泉 風待ちの湯 福寿 荘 | | | |
| 3 | R1.8.2 | 有限会社大村建設 | | | |
| 4 | R1.11.20 | 株式会社ブルック | | | |
| 5 | R1.11.20 | 深緑茶房 名古屋店 | | | |
| 6 | R1.12.23 | 参代 きく水 | | | |
| 7 | R1.12.24 | 鳥羽国際ホテル | | | |
| 8 | R1.12.24 | NEMU RESORT | | | |
| 9 | R1.12.27 | 井村屋株式会社 | | | |
| 10 | R2.3.23 | 志摩クリエイターズオフィス | | | |
| 11 | R2.4.8 | 三重テレビ放送株式会社 | | | |
| 12 | R2.4.22 | マエダ社労士事務所 | | | |

| 13 | R2.4.23 | 株式会社モビリティランド 鈴鹿サー | | |
|----|----------|-----------------------------|--|--|
| 14 | R2.7.13 | まるてん有限会社 かつおの天ぱく | | |
| 15 | R2.7.19 | 一般社団法人志摩市観光協会 | | |
| 16 | R2.8.27 | 松坂城 月見やぐら | | |
| 17 | R2.9.7 | KANPAI ISESHIMA | | |
| 18 | R2.9.18 | 三重トヨペット株式会社 | | |
| 19 | R2.10.1 | 株式会社ライフ・テクノサービス | | |
| 20 | R2.10.30 | 株式会社コメダ | | |
| 21 | R2.11.5 | 株式会社宮忠 | | |
| 22 | R2.11.13 | ミニストップ 松阪松ヶ崎駅前店 | | |
| 23 | R2.12.1 | 株式会社近鉄・都ホテルズ 志摩観光 ホテル | | |
| 24 | R3.9.15 | お菓子のじかん RUCIEN | | |
| 25 | R3.9.16 | 味の素株式会社 東海事業所 | | |
| 26 | R3.9.17 | ヴィソンホテルマネジメント株式会社 | | |
| 27 | R3.11.1 | 株式会社カーゾック kiond | | |
| 28 | R4.1.13 | トヨタカローラ三重株式会社 | | |
| 29 | R4.1.27 | 清水清三郎商店株式会社 | | |
| 30 | R4.3.18 | 新割烹 柚子 | | |
| 31 | R4.4.1 | レストラン カルティベイト | | |
| 32 | R4.5.16 | 鳥羽ビューホテル花真珠 | | |
| 33 | R4.5.25 | 水族館 伊勢シーパラダイス | | |
| 34 | R4.7.1 | オムロンヘルスケア株式会社 松阪事業所 | | |
| 35 | R4.8.8 | 有限会社みよしや | | |
| 36 | R4.8.8 | リラクゼーションジラク | | |
| 37 | R5.3.7 | 株式会社御福餅本家 | | |
| 38 | R5.3.16 | 金川珈琲 | | |
| 39 | R5.7.5 | 一般社団法人つちからみのれ | | |
| 40 | R5.8.22 | 株式会社三十三銀行 | | |
| 41 | R5.9.1 | Hotel 津 Center Palace | | |
| 42 | R5.9.1 | ホテル ザ・グランコート津西 | | |
| 43 | R6.2.21 | 株式会社トーエー | | |
| 44 | R6.4.5 | 辻製油株式会社 | | |
| 45 | R6.5.10 | トヨタ車体株式会社 いなべ工場 | | |
| 46 | R6.5.14 | 株式会社竹島建設 | | |
| 47 | R6.5.17 | BUD PALMS | | |
| 48 | R6.5.30 | 株式会社セントラルリフォーム | | |
| 49 | R6.9.26 | 日本生命保険相互会社 津支社 | | |
| 50 | R6.10.7 | 三交不動産株式会社 | | |
| 51 | R6.10.17 | 池田建設株式会社 | | |
| 52 | R6.11.1 | 富士電設株式会社 セントラルウインド アカデミー | | |
| 53 | R6.11.18 | イオンモール株式会社 イオンモール 津南 | | |
| 54 | R6.11.18 | イオンモール株式会社 イオンモール 東員 | | |

| 55 | R6.11.18 | イオンモール株式会社 イオンモール 鈴鹿 |
|----|----------|----------------------|
| 56 | R6.11.18 | 美杉鈑金 |
| 57 | R6.11.20 | 光輝建設株式会社 |



三重県「木づかい宣言」登録書 授与式

【基本施策4一(3)】 三重のもりづくりの意識の醸成

県民の皆さんの三重のもりづくりに対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画や積極的な木材利用につなげる取組を行います。

(1) 三重のもりづくり月間の取組

森林づくりや木づかいの意義を県民で共 有し、意識を醸成するための取組を、三重 のもりづくり月間(毎年10月)を中心に進 めます。

【令和6年度の取組】

令和6年10月5日(土)に志摩市阿児ア リーナにおいて、「みえ森林フェスタ2024 志摩」を開催し、約1,600名の方が来場され ました。



みえ森林フェスタ2024志摩(志摩市阿児アリーナ)

県民の皆さんには、さまざまなステージ イベントや「ミエトイキャラバン」等の各 種ブース、屋外では、森の遊園地等のコン テンツを楽しんでいただき、森林や木への 関心を深めていただきました。



みえ森林フェスタ2024志摩 (志摩市阿児アリーナ)



I 三重の森林づくり条例

平成十七年十月二十一日 三重県条例第八十三号

改正 令和三年三月二十三日 三重県条例第二十六号

三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源のかん 養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖 化の防止、林産物の供給等の多面にわたる 機能(以下「森林の有する多面的機能」とい う。)を発揮するとともに、生活、文化活動 の場として県民に恩恵をもたらしてきた。 また、三重の森林は、自然の生態系を支え、 多様な生物を育み、人と生物の共生の場と なってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格 の低迷と人件費等の生産費の上昇によって 林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意 欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢 化の進行により、森林資源の循環利用を支 えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林 の増加など森林の適正な管理が困難になっ ており、森林の有する多面的機能は危機に 瀕(ひん)している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、三重の森林を守り、 又は育てること(以下「三重のもりづく り」という。)について、基本理念を定 め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、 県の施策の基本となる事項を定めること により、三重のもりづくりに関する施策 を総合的かつ計画的に推進し、県民の健 康で文化的な生活の確保に寄与すること を目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲 げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
- 一 森林所有者等:森林の所有者又は森林 を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用:育林及び伐採を 通じて森林から林産物を繰り返して生産 し、並びにその林産物を有効に活用する ことをいう。
- 三 県産材:三重県の区域にある森林から 生産された木材をいう。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、 森林の有する多面的機能が持続的に発揮 されるよう、将来にわたって、森林の整 備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、 森林資源の循環利用を図ることが重要で あることに鑑み、林業生産活動が持続的 に行われなければならない。

(森林文化及び森林教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、 森林が継承されるべき郷土の歴史的、文 化的な財産であるとともに、自然環境を 理解するための教育及び学習の場である ことに鑑み、その保全及び活用が図られ なければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、 森林の恩恵は県民の誰もが享受するとこ ろであることに鑑み、森林は県民の財産 であるとの認識の下に、県民の参画を得 て、森林の整備及び保全が図られなけれ ばならない。

(県の責務)

- 第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。
- 2 県は、三重のもりづくりを推進するに 当たっては、県民、森林所有者等及び事 業者との協働に努めるとともに、国及び 市町との緊密な連携を図るものとする。
- 3 県は、隣接する府県において三重のも りづくりに関する理解が得られるよう努 めるものとする。

(森林所有者等の責務)

- 第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない
- 2 森林所有者等は、県が実施する三重の もりづくりに関する施策に協力するよう 努めるものとする。

(県民の責務)

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重 のもりづくりに関する活動に参画するよ う努めるとともに、県が実施する三重の もりづくりに関する施策に協力するよう 努めるものとする。

(事業者の責務)

第十条 林業を行う者(権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。)及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業(以下「木材産業等」という。) の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県と市町との協働)

- 第十条の二 県は、市町が三重のもりづくりにおいて重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに森林・林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号)その他の森林及び林業に関する施策に係る法令の規定に基づく責務等を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、当該市町における三重のもりづくりに関する施策を策定し、及び実施することを求めるものとする。
- 2 県は、市町が実施する三重のもりづく りに関する施策の策定及び実施を支援す るため、情報の提供、技術的な助言その 他の必要な措置を講ずるものとする。

(基本計画)

- 第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施 策の方向その他必要な事項を定めるもの とする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとすると きは、あらかじめ、三重県森林審議会の 意見を聴き、議会の議決を経なければな らない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとすると きは、県民の意見を反映することができ るよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅 滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく 施策の実施状況について議会に報告する とともに、これを公表しなければならな い。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(森林の整備及び保全)

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(効果的かつ効率的な森林づくり)

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林 の整備及び保全を図るため、森林の区分 (重視すべき機能に応じて森林を区分す ることをいう。)に応じた森林の管理そ の他必要な措置を講ずるよう努めなけれ ばならない。

(林業及び木材産業等の健全な発展)

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性に鑑み、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(担い手の育成及び確保)

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を 担うべき人材の育成及び確保を図るため、 教育、普及その他必要な措置を講ずるよ う努めなければならない。

(県産材の利用の促進)

- 第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三 重のもりづくりに資することに鑑み、建 築、エネルギーその他多様な分野におけ る県産材の利用を促進するため、県産材 の認証制度の推進、県産材の適切な利用 に係る知識等を有する人材の育成及び確 保、事業者と連携した県産材の新用途の 開拓その他必要な措置を講ずるよう努め なければならない。
- 2 県は、公共施設、公共事業等への県産

材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林文化の振興)

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に 県民の生活と密接な関係を有することに 鑑み、人と森林との関係から形成される 文化を振興するため、県民が森林に触れ 合う機会の確保その他必要な措置を講ず るよう努めなければならない。

(森林教育の振興)

第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことに鑑み、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民、森林に関する団体等の活動への支援)

第十九条 県は、県民、森林に関する団体 (緑化活動その他の森林の整備及び保全 に関する活動を行う団体をいう。)等が 自発的に行う三重のもりづくりに関する 活動を支援するため、情報の提供その他 必要な措置を講ずるよう努めなければな らない。

(三重のもりづくり月間)

- 第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。
- 2 三重のもりづくり月間は、毎年十月とする。
- 3 県は、三重のもりづくり月間において、 その趣旨にふさわしい事業を実施するも のとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。 ただし、第二十条の規定は、平成十八年 四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行(前項本文の規定による施行をいう。)の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例(平成十七年三重県条例第六十七号)の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。
- 3 この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則(令和三年三月二十三日三重県条例 第二十六号)

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(三重県民の森条例の一部改正)

2 三重県民の森条例(昭和五十五年三重 県条例第三号)の一部を次のように改正 する。

(次のよう略)

(三重県上野森林公園条例の一部改正)

3 三重県上野森林公園条例(平成十年三 重県条例第四号)の一部を次のように改 正する。

(次のよう略)

Ⅱ 用語説明

ア行

• I C T

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称で、従来から使われている「IT (Information Technology)」とほぼ同義語だが、ITの概念をさらに一歩進め、IT=情報技術に通信コミュニケーション(ネットワーク通信による情報・知識の共有)の重要性を加味した言葉。

●一貫作業

伐採・搬出作業と並行又は連続して、機械による地拵え、苗木や獣害防護柵といった資材の運搬を 行い、当該伐採跡地において植生が繁茂しないうちに植栽を完了する、一連の造林作業の効率化を図 る伐採・造林の実施システム。

●意欲と能力のある林業経営者

森林経営管理法第2条第5項に規定する経営管理実施権の設定を受けることを希望し、県の公募に 応募した民間事業者のうち、法第36条第2項に規定する要件に適合する者のこと。

● A材・B材・C材

A材は、建築用途の製材品の原料となる原木、B材は、合板等の原料となる原木、C材は、チップ等の原料となる原木のこと。

●エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化等、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、適切な管理に基づく資源の保護・保全につながっていくことをめざす考え方。

SDGs

Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。持続可能な環境や社会を実現するために先進国、開発途上国を含む全ての国が取り組むべき開発目標として、2015 年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。持続可能な森林経営は重要な課題の一つとされ、森林は、同サミットで採択された17のSDGsの多くに関連している。

NPO

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

O E C M

Other Effective area-based Conservation Measures の略。自然公園等の既存の保護地域以外で民間等の取組により保全が図られている地域や、保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることにも貢献している地域のこと。

カー行

●階層構造

発達した森林で見られる、高木層、亜高木層、低木層、草本層、地表層(コケ層)、地中層といった 垂直的な層構造のこと。

●環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林。

●間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

搬出間伐:間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。

伐捨間伐:間伐材を林地から搬出しない間伐のこと。

●企業の森

企業が社会貢献・環境貢献の一環として行う森林づくり活動。伐採後植林されず放置されたり、間 伐等の手入れが遅れている森林を中心に、社員やその家族が直接、又は森林組合等に委託して植樹や 森林整備を行う。

●木の駅プロジェクト

林家等が自ら間伐等を行って、軽トラック等で木材集積所(木の駅)まで運び出した木材を地域通 貨等でチップ原料や木質バイオマス燃料等として買い取る仕組み。森林整備と同時に、地域経済の活 性化にもつながる。

●県行造林

森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結んで造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

●航空レーザ測量

航空機から地上にレーザを照射して地上の変化を詳細に計測できる測量技術のこと。

●高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。

【主な高性能林業機械】

フェラーバンチャ:樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式 機械。

スキッダ : 伐倒木を牽引式で集材する集材専用トラクタ。

プロセッサ:伐採木の枝払い、玉切り(材を一定の長さに切りそろえること)と玉切りした丸太の 集積作業を一貫して行う自走式機械。

ハーベスタ:伐採、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

フォワーダ: 玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。

タワーヤーダ:架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。

スイングヤーダ:建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集 材機。

●構造の豊かな森林

平成 29 年 3 月に策定した「三重県林業人材育成方針」で提唱した、次の 4 項目から成る森林のこと。

- ①人工林や天然林等の林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林等の樹種の異なる森林
- ②若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林
- ③高木や低木、下層植生等、垂直方向の階層構造が多様な森林
- ④これらが複合した多種多様で生物多様性の高い森林

●合板

薄く剥かれた単板(ベニヤ)を奇数層、繊維方向を 90° ずらしながら交互に重ねて熱圧接着した木質ボードのこと。

●コンテナ苗

育成孔(キャビティ)の内側にリブ(縦筋状の突起)や細長いスリット(縦長の隙間)を設けるなどにより、水平方向の根巻きを防止するとともに、容器の底面を開けることで垂直方向に空気根切りができる容器(コンテナ)によって育成した、根鉢付きの苗のこと。

サ 行

●再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

●里地里山

居住地域の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取、農業等さまざまな人間の働きかけを通じて自然環境が維持・形成されてきた地域。樹林地、農地、湿地等により構成され、多様な野生動植物の生息・生育場所になっている。

●里山林

居住地近くに広がり、薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは 利用されていた森林。

●サプライチェーン

サプライは「供給」、チェーンは「連鎖」の意味。原木が、原料の段階から市場や製材所、工務店等 を経て消費者に至るまでの全過程のつながりのこと。

●山地災害危険地区

林野庁が定める調査要領に基づき、地形や地質、植生状況等の条件により森林の状態を評価し、崩壊や土砂流出等の危険が高いと考えられる箇所のうち、人家、道路等、保全対象への影響が大きいとして県が判定した地区のこと。

• GIS

Geographic Information Systemsの略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、さまざまな比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

●Jークレジット制度

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO2 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO2 等の吸収量を「クレジット」として国(経済産業省、環境省、農林水産省)が認証する制度。

• C L T

Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板を並べた層を、板の繊維方向が層ごとに直交するよう重ねて接着した大判のパネルのこと。寸法安定性の高さや、厚みのある製品であることから高

い断熱・遮音・耐火性を持ち、施工の速さや鉄筋コンクリート造等と比べて軽量なことも特徴。

●下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年、春から 夏の間に実施。

●市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

●自伐型林業

自伐林家(自ら所有する森林を自らが整備する方で、専業のみならず兼業で林業に取り組む方も含む)のほか、自ら森林は所有していないが、他者から委託を受けて森林整備に取り組む森林ボランティアやNPO、林研グループ、自治会等、多様な主体が副業的に取り組む林業のこと。

●若齢林

若齢段階にある森林のこと。「若齢段階(樹冠閉鎖段階)」とは、高木性の樹種が優占して林冠が閉鎖し、個体間の競争が強くなって、下層植生が目立って少なくなる時期を言う。

●主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

●循環型林業

植林によって森林を造成し、利用期が来たら伐採して再び「造林→保育→伐採→造林・・・」を繰り返す皆伐型の林業のほか、択伐を繰り返し行い、伐採後の空間を利用して次世代の更新を促す非皆 伐型の林業等、資源の循環を連鎖させる林業のこと。

●針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

●人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付け等により造成された針葉樹や広葉樹の森林。一般的には人 工造林による森林を指すことが多い。

●森林環境税・森林環境譲与税

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、平成 31 年度税制改正において創設することとされた新たな税。森林環境譲与税は、森林環境税の収入額に相当する額を、市町村及び都道府県に対して平成 31 年度から譲与することとされた。

●森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の 所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険等の 業務を実施。

●森林経営管理法

平成 30 年5月に制定された法律。市町村が森林所有者に意向調査した上で森林所有者から経営管理を行うための権利(経営管理権)を取得し、自ら経営管理を行う、もしくはその管理を意欲と能力のある林業経営者に委ねる仕組み(新たな森林管理システム)の導入を柱とする。平成 31 年4月施行。

●森林経営計画制度

森林法に基づく制度で、森林所有者又は森林経営の受託者が、面的まとまりをもって、森林施策や 作業路網、森林の保護に関する事項も含めた5年を一期とする計画を作成し、市町村長等の認定を受 けるもの。

●森林計画制度

森林法によって定められた、森林の様々な取り扱いに関する計画体系。国による全国森林計画、都 道府県による地域森林計画、市町村による市町村森林整備計画、森林所有者等による森林経営計画等 がある。

●森林作業道

間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる道であって、主に林業機械(フォワーダ等)や2トン積程度のトラックの走行を想定した構造の道。

●森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐等、適切な整備を行うことにより再生することが出来る「再生可能な資源」であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

●森林整備

森林施業とそのために必要な施設(林道等)の作設、維持を通じて森林を育成すること。

●森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

●森林施業の集約化

林業事業体等が隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を一括して行うこと。 個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

●森林施業プランナー

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を 作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもっ た施業計画の作成の中核を担う人材。

●森林ゾーニング

森林を機能等に応じて区分すること。

三重県型森林ゾーニング:森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

●森林の公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の 生息の場や人々の心の安らぎの場の提供等、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をす るためになくてはならない大切な森林の働き。

●森林の多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承 等の公益的機能と木材の生産機能をあわせた森林がもつ機能。

●森林文化

森林と人間とのかかわりの中から形成された文化現象を対象とした概念。森林の持つ多面的価値を 前提にした、県民一人一人の生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかかわり。

●森林ボランティア

自主的に森林づくり(森林整備)に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民又は市民グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの輪

を広げていく役割を担う人。

●生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林。

●生物多様性

多くの生物が、様々な環境にバランス良く生息している状態。生物そのものの豊かさで、豊かな生態系を築いている状態。

●早生樹

センダンやコウヨウザン等、早く大きく成長する樹種のこと。

●造林

人為的な方法で、目的に合わせた森林の造成を行うこと。

●素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

タ行

●地域森林計画

都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別(158 計画区) に5年ごと に 10 年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林 整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定にあたっての指針となる もの。

●治山事業

荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命 や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

●治山ダム

森林の維持・造成を図ることを目的に渓流に設置する構造物。渓床勾配を緩和して渓床や渓岸の侵食を防止したり、渓床に堆積した不安定土砂を固定することで下流への土砂流出を抑止したり、山腹斜面の崩壊を防止したりするはたらきがある。

●中間土場

複数の素材生産業者や森林組合が搬入してきた原木を一時的にまとめて貯蔵するストックヤードで、 山土場と出荷先の中間に設けられる。原木を用途に応じてサイズや形状別に仕分けする。仕分けによって、品質の均等な原木をまとめることが可能となり、並材の直送や優良材の原木市場への出荷等、 きめ細かな流通に対応できる。

●特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

ナ 行

●ナラ枯れ

体長 5 mm程度の甲虫であるカシノナガキクイムシが、ナラやカシ類等の幹に侵入して、ナラ菌を樹体内に持ち込むことにより、ナラやカシ類の樹木を枯死させる現象。

ハ行

●保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

●保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。

●本数調整伐

森林全体の健全な成長を図るため、育成単層林及び育成複層林の下木のうち不用な樹木を伐採する もの。これによって保残木の個体の成育を促すとともに、林内、林床に適度の陽光を入れて、林床植 生の生育促進を図り、土壌緊縛力及び地表浸食の防止効果を向上させることができる。

マ行

●三重県「木づかい宣言」事業者登録制度

県産材を積極的かつ計画的に使用すること等を宣言した事業者や店舗等を「木づかい宣言」事業者として県が登録し、広く県民に周知することによって、木づかい運動を推進する制度のこと。

●三重県水源地域の保全に関する条例

水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源のかん養機能の維持増進につなげることを目的として平成27年7月に制定した条例。水源地域内の土地の売買契約等を締結しようとするときに、30日前までの届出を求める「水源地域内の土地取引の事前届出制度」を柱としている。

●三重の木づかい条例

県民及び事業者の参加のもと、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化、そして県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現につなげていくことを目的として、令和3年4月に施行された条例。

●「三重の木」認証材

「三重の木」認証制度による認証を受けた製材品のこと。「三重の木」認証制度とは、木材が県産材 (三重県内で育成された木材)であることを証明するとともに、一定の規格基準に適合した木材製品 「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

●みえ森づくりサポートセンター

学校や地域で実施される森林環境教育や木育、森づくり活動にかかる相談窓口等、総合的なサポートを行う拠点施設。平成28年度から県が運営。

●みえ森と緑の県民税

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるために平成 26 年度から導入した県の独自課税。

●緑の循環

「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返し行うことにより、いつまでも健全な森林 を維持すること。

●木質バイオマス

森林で生育した樹木のことで、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場等の残廃材、建築廃材等を含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

ヤ行

●山土場

山元の伐採現場の近くに設ける、原木を一時的にまとめて貯蔵するストックヤードのこと。原木を 用途に応じてサイズや形状別に仕分けする場となる場合もあるが、中間土場と比較して面積は小さく、 流通の拠点となる機能は劣る。

ラ行

●林業事業体

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採等の林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

●林業生産活動

苗木の生産や造林等の森林を造成する育成活動及び丸太やきのこ等の林産物を生産する採取活動の総称。

●林業のスマート化 (スマート林業)

レーザ計測技術やICT等の先端技術、安全で高効率な自動化機械を林業に導入し、森林管理の効率化や生産性の向上、労働安全の確保を図ること。

●林地開発許可制度

森林の適正な利用を確保するため、1 ha を超える森林の開発行為を行う場合は知事の許可が必要と 定めた森林法上の制度。

●老齢林

老齢段階にある森林のこと。50年生を越え、下層植生が徐々に豊かになる段階(成熟段階)を経て、 優占する高木の中に衰退木、立ち枯れ木、倒木等が生じる時期を「老齢段階」と言う。

●路網

造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うために、国道や県道等の「公道」、一般車両の走行も 想定した幹線となる「林道」、もっぱら林業用車両の走行を想定した「林業専用道」及びフォワーダ 等の林業機械の走行を想定した「森林作業道」等を適切に組み合わせた道路ネットワーク。

三重の森林づくり実施状況報告書 (令和6年度版)

令和7年9月

三重県農林水産部 森林・林業経営課 治山林道課 みどり共生推進課

〒514-8570 津市広明町13番地 TEL 059-224-2564 FAX 059-224-2070